

青森県離職保育士届出制度実施要領

第1 目的及び内容

青森県保育士・保育所支援センター（以下「支援センター」という。）が保育所等を離職した保育士（以下「離職保育士」という。）を把握するとともに、離職保育士に対し、再就職希望の随時把握や再就職に向けた各種案内等、以下の事項を行うことにより、離職保育士の潜在化を防止し、円滑な復職支援を推進することを目的として離職保育士届出制度を実施することとし、実施にあたっては、平成27年10月9日雇児保発1009第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知の別紙「保育士・保育所支援センター等における離職保育士届出勧奨実施要領」（以下「国要領」という。）、平成27年4月13日雇児発0413第13号「保育士・保育所支援センター設置運営事業の実施について」（以下「国通知」という。）に定めるもののほか、この要領による。

- (1) 保育所等に対する離職保育士による支援センターへの届出勧奨
- (2) 離職保育士から届出のあった情報の名簿による管理
- (3) 離職保育士に対する郵送等による再就職希望状況等の現況確認
- (4) 求人情報や就職相談会、研修等に関する情報提供

第2 対象者

対象者は離職保育士及び潜在保育士とする。

また、保育士に関する情報や研修情報等の発信を定期的に行うため、現在勤務している保育士であって各種情報提供を希望する者からの届出も可能とする。

<国通知の別紙「保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱」の定義（以下「国要綱」という）。>

- ・離職保育士…保育所等を離職した離職保育士
(国要綱3の③)
- ・潜在保育士…保育士資格を有する者であって保育士として就業していない者（国要綱1）

第3 届出について

(1) 届出項目

氏名、性別、生年月日、住所、保育士登録番号、登録年月日、電話番号、電子メールアドレス、就業に関する状況、再就職希望の有無、保育士人材バンク登録の有無

(2) 届出方法

離職保育士からの郵送、ファックス、電子メール、直接持参等

(3) 届出先

青森県保育士・保育所支援センター

第4 内容及び方法

支援センターは、次の事項を行う。

(1) 保育所等に対する離職保育士による支援センターへの届出勧奨

① 離職保育士、勤務する保育士への働きかけ

支援センターから県内保育所等に対し、離職保育士、勤務している保育士に対する届出を行うよう働きかけること。その際、保育所等に対し、支援センターについての周知、当該届出が保育所等にとっても保育士確保につながるものであることを十分に説明すること。

② 保育団体等への働きかけ

保育所等への周知・理解を図るにあたり、保育団体等に対し、傘下保育所等へ働きかけてもらうよう依頼すること。また、市町村等その他関係機関に対しても周知を図ること。

(2) 離職保育士から届出のあった情報の名簿による管理

① 届出された離職保育士の情報

支援センターは、離職保育士から届出された第3に定める項目に基づき「離職保育士名簿」を作成すること。なお、当該名簿には、離職保育士への現況確認や情報発信を行った事跡等も登載すること。

② 届出された個人情報については、県及び支援センター委託先の個人情報に係る取扱い規定に基づき、適切に管理すること。

(3) 離職保育士に対する郵送等による再就職希望状況等の現況確認

① (2)の情報を活用し、離職保育士に対し、郵送や電子メール等により、届出項目内容の変更の有無について定期的に現況確認を行うこと。

② ①の結果、変更がある場合は離職保育士名簿を更新すること。また、「再就職希望の有無」が「有」に変更された場合は、青森県保育士人材バンクシステムに求職登録するよう助言すること。

(4) 求人情報や就職相談会、研修等に関する情報提供

離職保育士名簿を活用し、離職保育士に対し、郵送や電子メール等その他複合的な手段により、保育所等の求人情報、支援センター等が行う就職相談会、再就職支援等に係る各種研修の案内等、離職保育士が復職を希望しやすくするための効果的な情報発信を行うこと。

第5 関係機関との連携

当該届出の実施にあたっては、市町村や保育関係団体等と連携を密にすること。

第6 その他

本届出の実施にあたり、当該要領に定めのない事項で、必要が生じた場合は別に定める。

第7 施行日

当該要領は、平成28年3月23日から施行する。

<参考>

青森県保育士人材バンクシステム登録との比較

項目	保育士人材バンク登録	離職保育士届出
対象者	保育士であって保育士として働くことを希望する者	離職保育士
登録期間	有効登録期間3か月	期限は特に設けず随時情報更新する。
登録内容	氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、保育士登録番号、登録年月日、保育士以外の資格、保育士としての勤務年数、希望する雇用形態／月収／勤務時間帯／休日	氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、保育士登録番号、登録年月日、就業に関する状況、再就職希望の有無、保育士人材バンク登録の有無
登録(届出)後に受けられること	<ul style="list-style-type: none"> 求人保育所とのマッチング 紹介状の交付 研修・セミナー、就職相談会、求人情報等の各種案内の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 研修・セミナー、就職相談会、求人情報等の各種案内の情報提供

青森県保育士・保育所支援センターにおける離職保育士届出制度

